日本の DC 年金 (iDeCo) と NISA をどう設計 するか-アメリカとイギリスとの比較から考える

田近栄治山田直夫

要旨

わが国では、高齢化の進展に伴い公的年金の給付額を維持することが難しい状況になっている。そのため老後の資産形成を支える制度として、私的年金の重要性が高まっている。それを税制面から支えているのが、DC 年金(iDeCo)である。一方、わが国では少額投資非課税制度として NISA もある。

家計の資産形成を支援する制度として、アメリカでは公的年金、401(k)などの企業年金のほかに伝統的 IRA や Roth IRA がある。また、イギリスでは公的年金、私的年金のほかに貯蓄支援制度で NISA のモデルとなった ISA がある。

本稿では、公的年金の給付額と再分配効果、私的年金とその他の資産形成支援制度の拠出限度額などに注目しながら、日本、アメリカ、イギリスの制度比較を行う。3つの国の比較により明らかになったわが国の特徴は以下のとおりである。①日本では公的年金は老後の生活の支えとされているが、給付額は低い。②公的年金の再分配効果も弱い。③資産形成支援制度の拠出限度額は、アメリカやイギリスと比べて低く、そのなかでもとくに私的年金の拠出限度額が低い。

本稿ではこの結果を踏まえて、わが国において公的年金の役割や私的年金の拠 出限度額について見直しが必要であることを指摘する。

キーワード:公的年金、私的年金、iDeCo、NISA、非課税拠出限度額

目 次

- 1. はじめに
- 2. わが国の仕組み
 - 2.1 公的年金
 - 2.2 私的年金
 - 2.3 NISA
 - 2.4 日本の公私年金の特徴

- 3. アメリカの仕組み
 - 3.1 公的年金
 - 3.2 企業年金
 - 3.3 IRA (個人退職勘定)
 - 3.4 アメリカの公私年金の特徴
- 4. イギリスの仕組み

日本のDC 年金(iDeCo) と NISA をどう設計するか-アメリカとイギリスとの比較から考える

- 4.1 公的年金
- 4.2 私的年金
- 4.3 ISA
- 4.4 イギリスの公私年金の特徴

5. 日本の企業年金(iDeCo)と NISA への示唆 補論 イギリスにおける DB の年間拠出相当額の算 定方法

1. はじめに

わが国では、高齢化の進展に伴い公的年金の給付額を維持することが難しい状況になっている。そのため老後の資産形成を支える制度として、私的年金の重要性が高まっている。それを税制面から支えているのが、DC年金(iDeCo)である。一方、わが国では少額投資非課税制度としてNISAもある。老後の資産形成をどのように支えていくのか、という課題を検討する際にはこれらの制度を一体的に考える必要がある。

アメリカでは公的年金が老後の所得再分配の役割を担っている。その一方、企業年金は自助努力を通じた老後のための資産形成を支援し、大きな非課税枠が設定されている。また、退職貯蓄制度としてIRA(Individual Retirement Account;個人退職勘定)があり、さらにわが国のNISAに対応する仕組みとしてRoth IRAもあるが、その非課税枠は日本よりはるかに小さい。

イギリスにおいても、公的年金は老後の所得 再分配に配慮した仕組みとなっている。その一 方、日本から見れば思い切った非課税枠が、私 的年金に認められている。そのほかイギリスで は、NISA のモデルとなった ISA(Individual Savings Account)が存在している。

本稿では、公的年金の給付額と再分配効果、 私的年金とその他の資産形成支援制度の拠出限 度額などに注目しながら、日本、アメリカ、イギリスの資産形成支援制度を比較する。3つの国を比較した主な結果は、本文中の図表13と14にまとめた。比較により明らかになったわが国の特徴は以下のとおりである。①日本では公的年金は老後の生活の支えとされているが、給付額は低い。②公的年金の再分配効果も弱い。③資産形成支援制度の拠出限度額は、アメリカやイギリスと比べて低く、そのなかでもとくに私的年金の拠出限度額が低い。本稿ではこの結果を踏まえて、公的年金の役割と私的年金の拠出限度額の見直しが必要であることを指摘する。

以下,第2章から第4章では日本,アメリカ,イギリスの仕組みを説明する。第5章では3か国の比較を行い,わが国の老後の資産形成支援制度のあり方について検討する。なお,イギリスでは私的年金の拠出限度額についてDCとDBの共通枠が設けられており,DBの年間拠出相当額を算定する必要がある。補論ではその算定方法について説明している。

2. わが国の仕組み

2.1 公的年金

図表1はわが国の年金制度全体の仕組みを示したものである。ここからわかるように、わが国では公的年金に加えて企業年金などの私的年金があるため、年金制度全体では「3階建て」であるといわれる。また厚生労働省(2023)で



図表1 わが国の年金制度の仕組み

(出所) 厚生労働省 (2023) より6ページより作成

は、「1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応」としている。つまり、公的年金と私的年金の役割分担については、基本は公的年金で、企業年金などの私的年金はその補完という位置づけになっている。

周知のとおり、わが国の公的年金制度は20歳以上のすべての人が加入する国民年金(基礎年金)と会社員や公務員が加入する厚生年金などからなる。その特徴は、「国民皆年金」であることと「2階建て」の構造になっていることである。また、財政方式は賦課方式を基本としている。

年金原資は社会保険料で、自営業者や非正規 労働者などからなる第1号被保険者は定額の保 険料(令和4年度は月16,590円)を負担する。 会社員や公務員などの第2号被保険者は定率の 保険料(令和4年度は標準報酬月額の18.3%) を労使折半という形で負担している。第2号被 保険者の被扶養配偶者、すなわち配偶者が会社 員や公務員である専業主婦などの第3号被保険 者は保険料の負担はない。年金を受給するには 受給資格期間が10年以上必要である。この受給 条件を満たすすべての人は国民年金を受け取 り、会社員や公務員はそれに加えて厚生年金を 受け取る。受給開始年齢は65歳で、国民年金の 給付額は保険料を納付した期間で決まる。令和 4年度の場合、満額は月64,816円なのでそれに

保険料を納付した月数/480月

を乗じた額が給付額となる。厚生年金の給付額 は現役時代の報酬(平均標準報酬)と被保険者 期間で決まる。

厚生労働省(2022)によると、令和3年度の 国民年金の平均額は月5.6万円、厚生年金の1 人当たり平均額(国民年金を含む)は月14.6万 円である。政府は、公的年金の財政の現況や見 通しについて少なくとも5年ごとに「財政検 証」を行っているが、今後の経済成長などの見 通し次第では、給付の一層のカットも予想され る。

2.2 私的年金

わが国の私的年金の概要は図表2に示したとおりで、税制上の扱いは、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税のいわゆるEET型である。DBの拠出については、事業主拠出は損金算入という扱いで、被用者拠出は生命保険料控除の対象となる。企業型DC及び個人型DC(iDeCo)については、事業主拠出は損金算入、被用者(個人)拠出は小規模企業共済等掛金控除の対象となる。企業型DCの拠出について

図表 2	わが国の私的な	午全の概要	(2023年)
12172 /	47 /J' = V / 1\text{\text{L}} -	十 ホ リバルモ	(20204-)

	DB	企業型 DC	個人型 DC(iDeCo)
課税上の扱い	EET 型	EET 型	EET 型
拠出方式	事業主, 被用者	事業主,被用者	原則個人
受給開始年齢	60歳~70歳の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時(規約に定めが ある場合)		
拠出時の扱い	事業主拠出は損金算入被用者拠出は生命保険料控除の対象	・事業主拠出は損金算入・被用者(個人)拠出は小規模企業共済等掛金控除の対象	
運用時の扱い	特別法人税課税 (2026年3月31日まで凍結)		
給付時の扱い	・年金は雑所得(公的年金等控除の対象)・一時金は退職所得(退職所得控除の対象)		

(出所) 厚生労働省 (2023), 日本証券経済研究所 (2022) などより作成

図表 3 第 2 号被保険者の DC 拠出限度額の見直し

	①企業型 DC のみに加入	②企業型 DC と DB 等の 他制度に加入	みに加入(公務員	
	企業型 DC	企業型 DC	を含む) iDeCo	加入していない iDeCo
2017年1月1日 以降	月5.5万円 うち iDeCo は2.0万円	月2.75万円 うち iDeCo は1.2万円	月1.2万円	月2.3万円
2024年12月1日以降			同左	月2.3万円

⁽注) 第1号被保険者の iDeCo の拠出限度額は国民年金基金と合算で月6.8万円である。また、第3号被保険者の iDeCo の拠出 限度額は月2.3万円である。

(出所) 厚生労働省 (2023) 93ページより作成

は、被用者が上乗せして拠出できるマッチング 拠出がある。また個人型 DC については、原則 として個人が拠出するが、中小企業を対象に事 業主が上乗せして拠出できる中小事業主掛金納 付制度(iDeCo +、イデコプラス)がある。

運用に関しては、積立金には特別法人税が課税されるが、2026年3月31日まで凍結されている。給付に関しては、年金の場合は雑所得として、一時金の場合は退職所得として所得税の課税対象となるが、それぞれ公的年金等控除、退

職所得控除が適用される。

次に図表3を用いて私的年金の拠出限度額についてみていきたい。DC 拠出限度額については制度創設から数回の見直しが行われているが、図表3では2017年1月以降と2024年12月以降の第2号被保険者の拠出限度額を取り上げている。まず2017年1月以降についてみると、第2号保険者がどのようなタイプの企業年金に加入しているかによって拠出限度額が異なり、複雑な制度になっていることがわかる。

具体的な金額については、「①企業型 DC のみに加入」の場合は、月5.5万円なので年にすると66万円である。「②企業型 DC と DB 等の他制度に加入」の場合は、DB 等の他制度の掛金相当額を月2.75万円と評価するので、企業年金全体として拠出限度額は年66万円で①と同じである。しかし、①と②でiDeCoに対する拠出限度額は異なっている。また「③ DB 等の他制度のみに加入(公務員を含む)」と「④企業型 DC、DB 等の他制度のいずれにも加入していない」のiDeCoの拠出限度額はそれぞれ月1.2万円、月2.3万円となっている。

一方、2024年12月以降は、①、②、③ともに DC 拠出限度額が年66万円になる。また、iDeCo の拠出限度額も2.0万円でそろうことになる。 さらに DB 等の他制度の掛金相当額を月2.75万円として評価するのをやめ、実態を反映したものになる。ただし、④のiDeCo の拠出限度額は月2.3万円のままであり、私的年金の拠出限度額が統一されるわけではない。

2.3 NISA

わが国では、2014年1月より NISA(少額投資非課税制度)が導入された。さらに2016年1月にジュニア NISA、2018年1月につみたて NISA が導入されたため、当初の NISA を一般 NISA と呼ぶ。一般 NISA で非課税の対象となるのは、株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や譲渡益である。年間非課税 投資枠は120万円、非課税期間は最長5年間なので、非課税投資枠は最大で600万円となる。

ジュニア NISA は未成年者が対象で、非課税の対象となるのは、一般 NISA と同じく株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や譲渡益である。年間非課税投資枠は80万

円,非課税期間は最長5年間なので,非課税投資枠は最大で400万円となる。投資は親権者等の代理または同意の下で行われ,18歳までは払出し制限がある。

つみたて NISA は、少額からの長期・積立・ 分散投資を支援するために創設された。非課税 の対象となるのは、一定の投資信託への投資か ら得られる分配金や譲渡益である。年間非課税 投資枠は40万円、非課税期間は最長20年間なの で、非課税投資枠は最大800万円となる。つみ たて NISA と一般 NISA を併用することはで きず、どちらか一方を選択しなければならな い。

令和2年度税制改正により、一般NISAとつみたてNISAの5年延長、一般NISAの二階建ての制度への見直し、ジュニアNISAの令和5年末での終了が決まった。しかし、令和5年度税制改正では、岸田政権のもと「資産所得倍増」や「貯蓄から投資」の観点から、NISAの抜本的な改正が行われることとなった。改正後のNISAの姿は図表4に示したとおりである。主な特徴としては、まず制度の恒久化が挙げられる。また、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられ、年間投資枠はそれぞれ120万円と240万円となっている。そして両者は併用することが可能である。さらに非課税保有限度額が1,800万円(うち成長投資枠が1,200万円)で枠の再利用が可能となっている。

2.4 日本の公私年金の特徴

以上, わが国の仕組みについて概観した。わが国の特徴をまとめると以下の通りである。

・老後の生活の支えの基本は公的年金で、私的 年金はその補完という位置づけになってい る。

	つみたて投資枠	成長投資枠
両制度の併用	ग	
年間投資枠	間投資枠 120万円 240万円	
非課税保有限度額(総枠)	1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)	
非課税保有期間	無期限化	無期限化
口座開設期間	恒久化	恒久化

図表 4 2024年以降の NISA

(出所) 金融庁資料より作成

- ・しかし、経済成長などの見通し次第では、公 的年金の給付額の低下が予想される。また、 自営業者などの加入する国民年金は定額の保 険料・給付額の仕組みとなっており、再分配 効果が弱い。
- ・公的年金と私的年金はともに EET 型であるが、給付に対応して一定の所得控除が適用される。
- ・私的年金の拠出限度額は概ね年66万円と考え ることができるが、加入している年金制度によ り異なることもあり、複雑なものになっている。
- ・NISA については、令和5年度税制改正により制度の恒久化と大幅な拡充が行われることとなった。

3. アメリカの仕組み

3.1 公的年金

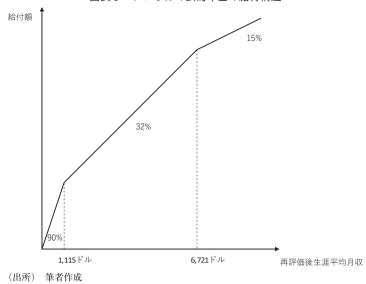
アメリカにおいて公的年金、企業年金、IRA は「三脚の椅子(Three legged chair)」といわ れており、公的年金が主体というわけではなく 企業年金やIRAも老後の資産形成において重 要な役割を果たしている。アメリカにおける公 的年金とは OASDI (Old-Age, Survivors, and Disability Insurance; 老齢・遺族・障害保険) のことで、社会保障年金 (Social Security) と呼ばれることもある。この制度の加入対象者は被用者と年収が一定額以上の自営業者である。また財政方式は賦課方式を基本としており、社会保障税などの歳入が歳出を上回る部分は社会保障年金信託基金 (OASDI Trust Fund) に積み立てられている。

年金原資である社会保障税は内国歳入庁 (Internal Revenue Service; IRS) が徴収し、給付は社会保障庁 (Social Security Administration)が行っている。2023年における社会保障税は、年間所得額160,200ドルを課税対象の上限として、税率は12.4%(被用者の場合は労使折半)となっている¹。

受給には40四半期(10年間)の加入が必要である。老齢年金の受給開始年齢は原則として65歳であったが、2003年から2027年にかけて段階的に67歳に引き上げられることになっている。年金給付額は、再評価後生涯平均月収(Average Indexed Monthly Earnings)²により決まる。具体的には図表5に示したように、再評価後生涯平均月収の1.115ドルまでの分の90%、1.115

¹ このほかに2.9%のメディケア税がかかる (被用者の場合は労使折半)。

² 平均賃金指数 (Average Wage Index) で再評価した各年の年収の中から金額が大きい35年を取り出し、その合計を420 (35 年×12か月) で割ることで求める。



図表5 アメリカの公的年金の給付構造

ドル~6,721ドルまでの分の32%,6,721ドルを超える分の15%の合計が給付額となる。給付構造は収入が低い部分の方が優遇される形になっており、公的年金は老後の所得再分配機能を有している。

社会保障庁の資料 (Social Security Administration (2022)) によると、2021年において OA SDI に加入している被用者や自営業者は1億7,930万人、受給者の総数は6,520万人、給付総額は1兆1,332億ドルであった。なお、2021年12月における退職年金の平均給付月額は1,658ドルである。社会保障庁の別の資料³では、2022年6月30日の時点で65歳以上の10人中9人近くがOASDIを受給しており、給付額は高齢者の所得の約30%に相当すると指摘されている。

3.2 企業年金

アメリカの企業年金は DB と DC に分かれ, DC の代表として401 (k) がある。401 (k) は 内国歳入法401条(k)項の条件を満たすものを指し、1978年に導入されている。図表6は企業年金の概要を示したものである。税制上の扱いはDB、DCともに拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税のいわゆるEET型である。

401 (k) の加入は任意で、拠出は被用者の拠出と事業主の拠出からなる。401 (k) における被用者の拠出限度額は2023年において年2.25万ドルで、事業主の拠出と合わせると年間6.6万ドルである。50歳以上の加入者は年7,500ドルのキャッチアップ拠出ができるので、50歳以上の加入者の場合は、事業主の拠出を含めた限度額は年7.35万ドルになる。給付額は加入者自らが運用指図を行うことによって決まる。給付開始年齢は59.5歳であり、その後72歳に達した後の4月1日までに引出しを開始しなければならないという最低引出義務がある (RMD: Required Minimum Distribution)4。59.5歳以前の中途引出しは原則として不可となっており、

^{3 (}https://www.ssa.gov/news/press/factsheets/basicfact-alt.pdf)

⁴ SECURE 2.0 Act of 2022により、最低引出義務の年齢が2023年より73歳、2033年より75歳になる。

	DB	企業型 DC(401(k))	
課税上の扱い	EET 型	EET 型	
拠出方式	原則事業主	事業主, 被用者	
受給開始年齢	概ね65歳	59.5歳	
拠出時の扱い	・原則事業主の拠出(損金算入可) ・被用者は原則拠出なし(拠出した場合の控除なし) ・給付額が、年26.5万ドル又は最も給与が高かった連続3年間の 平均給与額のうち、低い方を超えない水準等まで拠出可能	・被用者は年2.25万ドル又は年間給与等の低い方まで 所得控除 ・事業主の拠出は、被用者拠出と合計で年6.6万ドル まで ・事業主の拠出は、総報酬の25%まで損金算入 ・50歳以上の加入者は年7,500ドルのキャッチアップ 拠出が可能	
未使用枠の繰越し		不可	
給付時の扱い		72歳到達または退職の遅い方から最低引出義務の適用	

図表6 アメリカの企業年金の概要(2023年)

(注) SECURE 2.0 Act of 2022により、401 (k) の最低引出義務の年齢が2023年より73歳、2033年より75歳になる。(出所) Joint Committee on Taxation (2021)、IRS ホームページより作成

加入者の死亡や障害など一定の場合を除き10% の追加課税がある。なお、401(k)からのローンもある。

3.3 IRA (個人退職勘定)

IRA は1974年従業員退職所得保障法 (Employee Retirement Income Security Act of 1974; ERISA) に基づき, 雇用主が提供する適 格退職年金に加入できない勤労者を対象に創設 された預金口座である。現在 IRA にはいくつ か種類があり、最初に導入されたものを伝統的 IRA (traditional IRA) と呼ぶ。その他に貯蓄 拡大の目的から1997年納税者救済法(Taxpayer Relief Act of 1997) により創設された Roth IRA などがある。IRA に対する税制上の扱い は、伝統的 IRA は拠出時非課税、運用時非課 税, 給付時課税のいわゆる EET 型である。一 方. Roth IRA は拠出時課税. 運用時非課税. 給付時非課税のいわゆる TEE 型となってい る。また、IRAの重要な役割の一つは、企業 年金などの資産の移管 (ロールオーバー) 先と しても利用することができることである。

図表7に示したとおり、2023年における IRA の拠出限度額は伝統的 IRA と Roth IRA 合わ せて年間6,500ドルで、さらに50歳以上の加入 者には年間1.000ドルのキャッチアップ拠出が 認められている。401(k)と比較すると拠出 限度額は少ない。ただし、上に述べたように、 IRA は転職や退職時における企業年金の資産 の移管先として利用されることも多く. Investment Company Institute (2022) によると2021 年末の資産残高は13兆9,130億ドルと推計され ており、401(k)の7兆7.250億ドルを大きく上 回っている。なお、同資料によると退職資産総 額(公的年金を除く)は39兆2,770億ドルなの で、退職資産総額(公的年金を除く)に占める 割合は、IRA が35%、401(k) が20%である。 伝統的 IRA については、企業年金に加入して いる場合は拠出時の控除可能額が減少する。例 えば、企業年金に加入していて独身の場合、所 得(MAGI: Modified Adjusted Gross Income) が7.3万ドル未満であれば拠出限度額まで控除

	伝統的 IRA	Roth IRA	
課税上の扱い	EET 型	TEE 型	
拠出方式	個人	個人	
受給開始年齢	59.5歳	59.5歳以上でない場合は非適格	
拠出時の課税	 ・年6,500ドルまで又は年間給与等の低い方 ・50歳以上の加入者は年1,000ドルのキャッチアップ拠出が可能 ・IRA については、他に企業年金に加入している場合は所得控除の上限額が所得に応じて減少・消失 ・Roth IRA については、所得に応じて上限額が減少・消失 		
未使用枠の繰越し	不可		
給付時の課税	・全額課税 ・72歳到達または退職の遅い方から最低引出義務の適用	非課税 (口座開設から5年以上 経過している場合)	

図表7 アメリカの個人退職勘定の概要(2023年)

(注) SECURE 2.0 Act of 2022により、伝統的 IRA の最低引出義務の年齢が2023年より73歳、2033年より75歳になる。 (出所) Joint Committee on Taxation (2021)、IRS ホームページより作成

可能, 7.3万ドル以上8.3万ドル未満だと一部控除可能, 8.3万ドル以上だと控除なしとなる。また Roth IRA についても, 所得に応じて拠出限度額が減少する。独身の場合, 所得 (MAGI)が13.8万ドル未満であれば限度額まで拠出可能, 13.8万ドル未満であれば限度額まで拠出可能, 13.8万ドル以上15.3万ドル未満であれば拠出可能額が減少, 15.3万ドル以上であると拠出できない。給付開始年齢は59.5歳で, 伝統的IRAについては, 72歳に達した後の4月1日までに引出を開始しなければならないという最低引出義務がある5。中途引出しについては, 死亡, 障害, 高額医療費, 初回住宅購入, 高等教育費など一定の場合を除き, 10%の追加課税がある (Roth IRA については収益部分のみ)。

また Joint Committee on Taxation の資料⁶に よると、2019年において伝統的 IRA と Roth IRA の残高の合計が500万ドルを超える個人が28,615 人、伝統的 IRA の残高が500万ドルを超える個 人が24,251人いる。こうした巨額の IRA は mega-IRA と呼ばれる。伝統的 IRA については、 RMD と受取時に課税されることにより課税の 公平性が保たれている。

3.4 アメリカの公私年金の特徴

以上、アメリカの仕組みについて概観した。 その特徴をまとめると以下のようになる。

- ・公的年金,企業年金,IRAが「三脚の椅子」 となって,老後の資産形成において重要な役 割を果たしている。
- ・公的年金は、財源は収入比例の社会保険税であり、給付は生涯平均収入の低い層には手厚くなっている。これにより、老後の所得再分配効果が発揮される。
- ・企業年金(401(k))の拠出限度額が大きい。(被用者は年2.25万ドル,事業主の拠出と合わせると年6.6万ドル)
- ・わが国の NISA に相当するような資産形成支援制度として Roth IRA があるが、拠出限度額が小さく、所得制限もあり、資産形成支援制度は老後のための資産形成に特化している。

⁵ SECURE 2.0 Act of 2022により、最低引出義務の年齢が2023年より73歳, 2033年より75歳になる。

^{6 (}https://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/7.28.21%20JCT%20Mega%20IRA%20Data1.pdf)

4. イギリスの仕組み

4.1 公的年金

イギリスの資産形成支援制度は、公的年金、私的年金、ISAの3つから構成される。公的年金については、2016年4月に導入された新制度とそれ以前の旧制度がある。旧制度は定額の基礎国家年金(Basic State Pension)と報酬比例の付加年金(Additional State Pension)からなる。一定の要件を満たす私的年金の加入者については、付加年金の適用除外が認められている。一方、新制度は新国家年金(New State Pension)と呼ばれ、定額である。また財政方式は旧制度、新制度ともに賦課方式である。

年金原資は国民保険料で、2022/23年度における国民保険料率は図表8のとおりである。なお、国民保険は年金だけでなく出産、失業、労災等も含んでいるので、公的年金だけの保険料率ではない⁷。受給には10年間の加入が必要で

ある。支給開始年齢は66歳であるが、今後68歳まで引き上げられることになっている。新国家年金の給付額は、満額で週185.15ポンドとなっている⁸。

新制度の特徴として、保険料率が被用者の報酬や自営業者の所得に応じているのに対して、給付が定額であるということが挙げられる。新制度が導入されたが、国民保険料の仕組みに変更はないので、公的年金の再分配機能がより強化されたと考えられる。また、イギリスの公的年金は皆年金ではないが、無年金者に対しては税を財源とした年金クレジットという給付措置がある。

4.2 私的年金

公的年金の新制度は報酬比例部分がなく定額部分のみであることから、私的年金の果たす役割がより大きくなっているといえる。イギリスにおける私的年金の概要は図表9に示したとおりで、職域年金(DB型企業年金及びDC型企業年金)と個人年金からなる。税制上の扱い

	因我 0 「 1 7 7 7 0 国民体族行李(2022/20 4 及)			
Class	対象者	保険料率		
第1種	週給123ポンド超の被用者	被用者:週123ポンド~242ポンドの所得に対して0%,242ポンド~967ポンドの所得に対して12%,967ポンド超の所得に対して2%		
		事業主:週175ポンド~の所得に対して13.8%		
第2種	年間利益が6,725ポンド以上 11,909ポンド未満の自営業者	週3.15ポンド		
第3種	第1種,第2種の適用除外と なる低所得者,無業者,学生 等(任意加入)	週15.85ポンド		
第4種	年間利益が11,909ポンド以上 の自営業者	第2種保険料に加えて、11,909ポンドから50,270ポンドの年間利益 に対して9.73%、50,270ポンドを超える年間利益に対して2.73%		

図表8 イギリスの国民保険料率 (2022/23年度)

(出所) HMRC ホームページより作成

⁷ 国民保険とは別に NHS(National Health Service)がある。国民保険の保険料の一部は NHS の費用として拠出されている。

⁸ 旧制度の基礎国家年金は週141.85ポンドである。

	DB 型企業年金	DC 型企業年金	個人年金
課税上の扱い	EET 型	EET 型	EET 型
加入対象者	被用者 ※年間給与所得が1万ポンド以上の者は自動加入		すべての個人
拠出方式	事業主	事業主,被用者	個人
受給開始年齢	55歳以上75歳未満		
拠出時の課税	・事業主拠出・被用者(個人)拠出をすべて合わせて被用者の所得控除上限額を管理 ・年間拠出限度額:年間所得総額又は年4万ポンドのいずれかの低い額 ・生涯累計限度額:107.31万ポンド		
未使用枠の繰越し	3年間繰越可		
給付時の課税	年金資産の25%までは非課税で一時金として引出しが可能		

図表 9 イギリスの私的年金の概要(2022/23年度)

(出所) Pensions Policy Institute (2022), イギリス政府ホームページより作成

は、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税のいわゆる EET 型である。給付時は原則総合課税であるが、年金資産の25%までは非課税で一時金として引出しが可能になっている。ただし、中途引出しは原則不可で、引き出した場合は引出し額の55%のペナルティ課税がある。

拠出に関しては、4万ポンドの年間拠出限度額が設けられている。年間拠出限度額に関しては、事業主拠出・被用者(個人)拠出をすべて合わせて管理し、DBとDCの共通枠を設けている点が特徴的である。なおDBの年間拠出相当額の算定方法は補論で説明している。図表10で示したように、高所得者(2022/23年度においては、調整後所得が24万ポンドを超える個人)については、調整後所得が2ポンドずつ逓減していき、最終的には4,000ポンドまで逓減する。よって、調整後所得が31.2万ポンドを超える個人については、年間拠出限度額は4,000ポンドとなる。

また、拠出については生涯累計限度額も設けられている。これは給付され得る額(拠出・運用してきた年金等)に対する制限で、2022/23

年においては107.31万ポンドに設定されている。DCの場合は積立てた年金基金総額、DBの場合は年間年金額の20倍を生涯の累計額とする。これらが生涯累計限度額を上回っている場合、給付が年金として受け取られる場合は25%、一括払いの場合は55%の追加税がかかる。

さらに企業年金については、2012年10月より 自動加入制度が導入されている。これは、事業 主に年間給与所得が1万ポンド(導入時は8,105 ポンド)以上の被用者を事業主が提供する企業 年金に自動的に加入させることを義務付けるも のであるが、被用者は脱退を選択できる。また 企業年金を有していない事業主もいることから、 自動加入制度導入に伴いNEST (National Employment Savings Trust)という新たなDC型 年金がイギリス政府により設置されている。

なお、イギリス政府は2023年3月15日に新年 度予算案を発表した。その中でハント財務大臣 は、「税が原因となって、退職を促すことが あってはならない」として、私的年金の年間拠 出限度額の4万ポンドから6万ポンドへの引き 上げ、生涯累計限度額の廃止、高所得者に対す る年間拠出限度額の逓減措置の緩和といった私

£45,000 £40.000 年 £35.000 -間拠出限 £30 000 £25.000 度 £20,000 £15.000 £10.000 £5.000 £0 000 000 000 000 000 000 000 000 000 000 000 £100,0 £120,0 £140,0 £160,0 £180,0 280

図表10 高所得者の年間拠出限度額

所得(被用者,事業主拠出を含む)

(出所) Institute for Fiscal Studies (2021) より作成

的年金の大幅な拡充を提案している。高所得者に対する逓減措置については、調整後所得が2ポンド増えるごとに年間拠出限度額が1ポンドずつ逓減する仕組みに変更はないが、対象が調整後所得24万ポンド超の個人から26万ポンド超の個人になり、最低額も4,000ポンドから1万ポンドに引き上げられる。よって、最低額が適用される調整後所得も31.2万ポンド超から36万ポンド超になる。

これらは、NHS(国民医療サービス)の医師など高額所得者が年金課税によって早期退職を選択することを回避するためであるとされているが、イギリスでは老後の資産形成や働き方と税制の関係にますます強い関心が払われていることは注目すべきである(HM Treasury、2023)。

4.3 ISA

イギリスでは、資産形成を支援する制度とし

て上場株式や投資信託を対象とした PEP(Personal Equity Plan)と銀行や住宅金融組合等の預金を対象とした TESSA(Tax Exempt Special Savings Account)があった。これらの制度上の不均衡の是正と資産形成の促進を目的として,両制度を整理・統合する形で ISA が導入された。ISA は当初は時限措置であったが,現在は恒久化されている。現在,ISA の種類として預金型 ISA(cash ISA),株式型 ISA(stocks and shares ISA),イノベーティブ・ファイナンス ISA(innovative finance ISA),ライフタイム ISA(lifetime ISA)などがある⁹。ISA は拠出時課税,運用時非課税,給付時非課税のいわゆる TEE 型の非課税個人貯蓄口座である。

図表11は最初の3つについてその概要を示したものである。非課税投資枠に注目すると、2022/23年はライフタイム ISA も含めて合計で2万ポンドとなっている。図表12はライフタイム ISA の概要を示したものである。ライフタ

⁹ そのほかに、チャイルド・トラスト・ファンド (Child Trust Fund) の代替として導入されたジュニア ISA (junior ISA) がある。

図表11 イギリスの ISA の概要(2022/23年)

	預金型 ISA	株式型 ISA	イノベーティブ・ファイナンス ISA
口座開設者	16歳以上の居住者	18歳以上の居住者	18歳以上の居住者
非課税期間	恒久		
拠出限度額	預金型 ISA,株式型 ISA,イノベーティブ・ファイナンス ISA,ライフタイム ISA を合わせて年 2 万ポンド(うちライフタイム ISA は4,000ポンド)		
投資対象商品	預金等	株式,債券,投資信託等	peer to peer loan 等

(出所) HMRC ホームページより作成

図表12 ライフタイム ISA の概要 (2022/23年)

口座開設者	18歳以上40歳未満の居住者	
資金拠出期間	50歳まで	
非課税期間	60歳まで	
拠出限度額	年4,000ポンド (政府から拠出額の25%のボーナス (最大で年間1,000ポンドまで) を受け取る ことができる。)	
投資対象商品	預金,株式,債券,投資信託等	
引出時の扱い	初めての住宅購入時もしくは60歳の誕生日以降に非課税で払い出すことができる。その他の理由で資産を引き出す場合は、引き出し額の25%を手数料として支払う。	

(出所) HMRC ホームページより作成

イム ISA は、初めての住宅購入時のほかに60 歳の誕生日以降に非課税で払い出すことができ るので、年金のような性質を持っているとみる ことができる。

4.4 イギリスの公私年金の特徴

以上、イギリスの仕組みについて概観した。その特徴をまとめると以下のようになる。

- ・公的年金と私的年金が老後の資産形成を担っている。
- ・公的年金は、定率の保険料が被用者報酬や自 営業者所得に課される一方、給付は定額なの で、再分配機能が発揮される。
- ・私的年金は EET 型であるが、給付時に一定 の控除がある。
- ・私的年金の拠出限度額が大きい。(年間拠出限 度額4万ポンド,生涯累計限度額107.31万ポ

ンドであるが、政府は2023年度予算案において、年間拠出限度額の6万ポンドへの引き上げと生涯累計限度額の廃止を提案している。)

- ・公的年金、私的年金だけでなく、ISA により 資産形成を支援している。
- ・ISA には預金型もあり、リスク資産だけでな く貯蓄全体を支援している。
- ・私的年金の拠出限度額(4万ポンド)は ISAの非課税投資枠(2万ポンド)の2倍に 設定されている。2023年度予算案の拠出限度 額(6万ポンド)でみると3倍になる。

5. 日本の企業年金(iDeCo)と NISA への示唆

本稿では、日本、アメリカ、イギリスの資産 形成支援制度について概観してきた。公的年金

図表13 公	的年金の比較
--------	--------

	日 本	アメリカ	イギリス
年金原資	社会保険料 第1号被保険者:定額 第2号被保険者:定率(労使折半) 第3号被保険者:負担なし	社会保障税 被用者:給与 自営業者:事業所得	国民保険料 詳細は図表8参照
受給条件	10年間	40加入四半期(10年間相当)	10年間
受給開始年齢	65歳	65歳(今後67歳に引き上げ)	66歳(今後68歳に引き上げ)
給付額	国民年金:月5.6万円 厚生年金:月14.6万円(国民年金 を含む)	月21.6万円 (月1,658ドル)	月11.8万円 (週185.15ポンド)
再分配機能	弱い	強い	強い

- (注) 1) 給付額について、日本は令和3年度の平均額、アメリカは2021年12月の平均、イギリスは2022/23年における新国家年金の満額である。
- 2) 1ドル=130円、1ポンド=160円としている。
- (出所) 各種資料より筆者作成

について3か国の制度を比較すると、図表13のようにまとめることができる。まず、給付額に注目する。わが国の国民年金の給付額は月5.6万円(平均)、令和4年度の満額でも6.5万円なのに対して、イギリスでは公的年金は定額であり、満額の場合には月11.8万円という金額になっている。また、わが国の厚生年金は月14.6万円(平均)なのに対して、アメリカでは月21.6万円(平均)という水準になっている。各国の物価水準を考慮する必要もあるが、わが国の公的年金の給付水準は低い水準となっている。

続いて再分配効果についてみると、アメリカでは給付が低所得者に手厚くなっており、その点で再分配機能が発揮されている。Biggs(2020)は、所得代替率でみればアメリカの公的年金が高い再分配機能を持つことを指摘したうえで、公的年金の改革案として定額化を提案している。このようにアメリカでは、さらに再分配機能を高めるべきという議論が行われている。また、イギリスでは新国家年金が導入されたことにより再分配効果が強化されている。わが国の

場合,厚生年金は定額部分と報酬比例部分から成り,ある程度の再分配効果がある。しかし, 国民年金については低所得者に対する保険料免除制度があるものの,定額の負担と定額の給付が基本となっている。よって,特に国民年金の再分配効果が弱いと考えられる。

また、図表14は私的年金とその他の資産形成 支援制度の非課税拠出限度額を比較したもので ある。アメリカは401(k)の拠出限度額が858 万円という高い水準に設定されている。それに 対して Roth IRA は84.5万円という低い水準で ある。IRA は401(k)の受け皿という役割を 担っているが、拠出限度額自体は小さい。イギ リスは私的年金が640万円(2023年度予算案で は960万円)で、ISA が320万円である。やはり 私的年金の拠出限度額が高い水準に設定されて おり、ISA は私的年金の半分(2023年度予算案 でみると3分の1)の水準である。しかも ISA は株式だけでなく貯蓄全体を支援する制度であ る。ここからアメリカ、イギリスともに私的年 金を通じた老後の資産形成に重点を置いている

	日本	アメリカ	イギリス	
私的年金(EET 型)	66万円	858万円 (6.6万ドル)	2023年 4 月以前	640万円 (4万ポンド)
			2023年度予算案	960万円 (6万ポンド)
非課税貯蓄口座等(TEE 型)	360万円	84.5万円 (6,500ドル)	320万円 (2万ポンド)	

図表14 私的年金. 非課税貯蓄口座等の拠出上限額の比較(年間)

- (注) 1) 日本の非課税貯蓄口座等は2024年以降の NISA である。
 - 2) アメリカの私的年金は401 (k). 非課税貯蓄口座等は Roth IRA である。
 - 3) イギリスの私的年金には生涯累計限度額1億7,170万円 (107.31万ポンド) もある。2023年度予算案では生涯累計限度額の廃止が提案されている。非課税貯蓄口座等は ISA である。
 - 4) 1ドル=130円、1ポンド=160円としている。
- (出所) 各種資料より筆者作成

ことがわかる。

一方、わが国はアメリカ、イギリスとは逆で私的年金が66万円と非常に低い水準になっているのに対して NISA が360万円という高い水準になっている。また、私的年金と非課税貯蓄口座等の合計をみると、日本は426万円、イギリスは960万円(2023年度予算案では1,280万円)となっている。アメリカは401(k)と Roth IRA を単純合計できないが、401(k)だけで858万円である。わが国の資産形成支援制度全体の拠出限度額は、アメリカやイギリスと比べて低く、そのなかでもとくに私的年金の拠出限度額が低い。

以上、本稿では老後の資産形成を念頭に、日本、アメリカおよびイギリスの公私年金と貯蓄に係る税制をみてきた。公的年金については、図表13より明らかなように、わが国の給付水準は低く、再分配効果は弱い。少子高齢化が進行し、公的年金を老後の生活の基本とすることは困難になっており、公的年金と私的年金の役割分担について改めて考えていくことは、もはや先送りすることのできない課題である。私的年金については、図表14よりわが国の私的年金の

非課税拠出限度額が低く、NISA の年間投資枠が高いことが明らかになった。

「資産所得倍増プラン」では第一の柱として NISA の抜本的拡充や恒久化が、第二の柱として iDeCo の改革が掲げられている。令和5年 度税制改正により NISA の拡充や恒久化は決定した。これに対して、老後のための資産形成を強化するために iDeCo を含む私的年金の拠出限度額について検討することは、日本の税制の 喫緊の課題である。その際には、単に拠出限度額を拡大するのではなく、どのくらいの所得代替率を目指すのかといった老後所得保障のためのデザインを描いたうえで検討していくことが重要である10。

補論 イギリスにおける DB の年間拠出相当額 の算定方法

イギリスの私的年金の年間拠出限度額は DB と DC を合わせて 4 万ポンドである。 DC の場合 は本人拠出掛金額と事業主拠出掛金額等の合計 が拠出額となるが、 DB の場合は年間拠出相当 額を算定する必要がある。ここでは、Llanwarne

日本のDC年金(iDeCo)とNISAをどう設計するか-アメリカとイギリスとの比較から考える

(2010) と HMRC 資料「Pension Tax Manual 053320」¹¹に基づいてその算定方法について説明する。

1年間のDB給付のみなし増加額をDIP (Deemed Increase in Pension) といい, 次のように定義される。

$$DIP = A1 - \{A0 \times (1 + r)\}\$$

ここで、A1は期末で退職した場合の年間 DB 給付額、A0は期首で退職した場合の年間 DB 給付額、rはインフレ率に基づく係数である。

かりに、インフレ率をゼロとして、年収が8万ポンド、期末退職時までの年金加入年数が32年で、毎年の給付乗数を60分の1とすれば、

 $A1 = £80,000 \times (32 \times 1/60) = £42,666$ $A0 = £80,000 \times (31 \times 1/60) = £41,333$ となる。これより、

$$DIP = A1 - A0 = £1.333$$

であり、DB年金への一年間の拠出によって得られる年金額となる。この金額に一定の評価係数(Valuation Factor)をかけた金額をPIA(Pension Input Amount)と呼び、DB年金への年間拠出相当額であると考える。かりに、評価係数を16とすれば、

 $PIA = DIP \times 16$

2023年8月更新(図表5とその説明について 改訂を行った。)

参考文献

厚生労働省(2022)「令和3年度厚生年金保険・国

民年金事業の概況」令和4年12月

- 厚生労働省(2023)「年金制度基礎資料集」2023年1 月
- 田近栄治・山田直夫(2021)「アメリカにおける老後 の資産形成—公的・私的年金と個人退職勘定を めぐる議論について—」『証券レビュー』第61巻 第4号、96-111ページ
- 田近栄治・山田直夫(2023)「日本における私的年金の役割と設計―老後所得の充実を目指して」, 証券税制研究会編『日本の家計の資産形成―私的年金の役割と税制のあり方』中央経済社, 近刊
- 日本証券経済研究所(2022)『図説日本の証券市場 2022年版』
- Biggs, A. G. (2020) "Changes to Household Retirement Savings Since 1989" AEI Economic Perspectives May 8, 2020
- HM Treasury (2023) Spring Budget 2023 speech (https://www.gov.uk/government/speeches/spring-budget-2023-speech)
- Institute for Fiscal Studies (2021) Taxation of Private Pensions Explained
- Investment Company Institute (2022) The US Retirement Market, First Quarter 2022
- Joint Committee on Taxation (2021) Present Law and Background Relating to Retirement Plans
- Llanwarne, T. (2010) Reducing the Annual Allowance Setting the Valuation Factor, Government Actuary's Department
- Pensions Policy Institute (2022) The Pensions

 Primer: A Guide to the UK Pensions System

 Updated as at June 2022
- Social Security Administration (2022) Annual Statistical Supplement, 2022

田近栄治(一橋大学名誉教授) 山田直夫(当研究所主任研究員)